

第17回山梨県環境保全審議会 会議録

- 1 日 時 平成18年7月28日(金)午後1時30分～4時
- 2 場 所 古名屋ホテル「鶴の間」
- 3 出席者 委員(敬称略) 赤岡和代、飯窪さかえ、石井迪男、石田 高、
岩附正明、風間ふたば、金子栄廣、岸 ヌキ、近藤博文、佐藤章夫
塩沢久仙、篠原滋美、堤マサエ、内藤順造、中井道夫、中込司郎
中村 司、中村照人、堀内直人、若林千賀子、渡辺勝美、渡辺恭史
渡邊建一
県(森林環境部)部長、理事、次長、参事、森林環境総務課長
循環型社会推進課長、大気水質保全課長、環境整備課長
みどり自然課長、廃棄物不法投棄対策室長、森林環境部主幹
森林環境総務課総括課長補佐

4 次 第

- (1)開会
(2)部長あいさつ
(3)会長あいさつ
(4)新委員紹介
(5)議事
(6)閉会
- 5 議事に付した事案の件名

- (1)審議
山梨県特定鳥獣(ニホンジカ)保護管理計画の変更について
鳥獣保護区の新規指定について(滝子山)
鳥獣保護区特別保護地区の再指定について
温泉法に基づく掘削及び動力装置の許可について
- (2)報告
平成17年度大気汚染状況常時監視結果について
平成17年度公共用水域及び地下水の水質測定結果について

6 議事の概要

13:30	1 開会
司会	本日は、委員の皆様には、お忙しいところご出席をいただき、厚くお礼申し上げます。 ただ今から、第17回山梨県環境保全審議会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めます、森林環境総務課総括課長補佐の塩谷でございます。よろしくお願いいたします。

2 部長あいさつ

司会

はじめに、今村 森林環境部長からごあいさつを申し上げます。

部長

部長あいさつ

森林環境部長の今村でございます。山梨県環境保全審議会を開催するにあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、大変暑い中、また、お忙しいところ、委員の先生方には、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から県政の推進にあたりまして、多大なご支援、また、ご協力を賜っていることにつきまして、この場をお借り致しまして、あらためて、お礼を申し上げたいと思います。

皆様にもご案内のとおりでございます。昨今の環境保全につきましては、地球温暖化をはじめとして、廃棄物問題や、また、生態系への影響など、私たちの日常生活や、また、事業活動に起因するものが多く、問題を解決して行くためには、これらの、これまでの価値観や、また、生活習慣を問い直して、社会経済のあり方そのものを持続可能なものに変革していく必要があると言われております。

こういうなかで、「マイバック運動」とか「モッタイナイ運動」などが環境問題の話題というようなことで、関心を集めているところでございます。

また、明日からは「牛乳パックの再利用を考える全国大会」といったものも開催されるというようなことで、様々な環境関連の話題といったものが多く出てきているという状況だと思えます。

というなかで、エネルギーや資源の節約を、これをだれもが、手軽に実践していくこと、よって、私どもの普段の生活の中で、そういうものが浸透してきているという兆しが徐々にではありますが、出てきているのではないかと、このように考えております。

県にいたしましても、長期計画である「創・甲斐プラン21」に沿いまして、良好な環境の保全といったものにおきまして、知事を先頭に一丸となりまして、頑張っていきたいとこのように考えております。

という中でございますけれども、明野の廃棄物最終処分場につき

ましては、環境整備事業団から、廃棄物処理法に基づきます「廃棄物処理施設の変更許可申請」がなされたところであり、今後、技術上の基準の適合に加え、専門家の意見を伺いながら、審査を進めてまいりたいと、このように考えております。

また、本日の審議案件にもなっておりますけれども、また本日、新聞にも出ておりました、ニホンジカの保護管理計画の変更についてでございます。

これまでのモニタリング調査、この結果から、県内におけるニホンジカの生息数、これが適正な個体数を大きく上回っているというような状況が判明致しました。個体数の著しい増加、これにつきましては、農林業への被害また、生態系の攪乱、こういうものを引き起こすものでございまして、ニホンジカの長期的な保護の観点から、個体数の調整を図っていく必要がある、このように考えております。このため、狩猟制限の緩和や管理捕獲の実施などについて、計画の変更をお諮りをしようとするものであります。

本日は、これらを含めまして、審議事項4件、報告事項2件ございますけれども、委員の皆様方それぞれのお立場から、忌憚のないご意見、また、ご提言を賜りますよう、お願いを申し上げます。

夏の盛りでございます。委員の皆様のみすますのご健勝、また、ご活躍をお祈り申し上げます、はじめのご挨拶とさせていただきます。

本日は大変ご苦労様でございます。

3 会長あいさつ

司会

続きまして、中村会長からごあいさつをいただきます。

会長

中村文雄会長 あいさつ

本日は、ご多忙なところ、また、このお暑い中、本審議会にご出席頂きまして、誠にありがとうございました。一言ご挨拶を申し上げます。やや古い訳でございますが、平成16年度の環境白書を見ますと、日本の国土の中で、森林とか、あるいは農地とかで、何らかの形で緑に覆われている地域は国土の92.5%。そのうちで森林は67%強であるということございまして、このレベルは欧米に比べますと、高い数字になるということになっております。

しかしながら、大体5年ごとに行われております、環境基礎調査によりますと、市街地や造成地が増え、自然林や二次林が減少しつつある、この傾向に歯止めがかかっていない訳でございます、日本

の自然度は全国で少しずつ低下している状況にあると理解されます。

また、一方、日本の陸上に生存が確認されており、動植物種のトータルとして7万種あるんだそうですが、そのうちすでに102種は絶滅していると、それから2,700種弱が絶滅の危機に瀕しておりまして、その所以は生存環境の悪化、あるいは乱獲、あるいは浸入種によるものと考えられているようでございます。

このように、日本の自然及び生態系が少しずつ変化しておる訳でございまして、その間に色んな手当がなされてきていると思っておりますが、先ほど部長さんから、お話しにもございましたように、野生の鳥獣に対する保護というものはかつて、高い要請があつて、それがなされて来ましたが、現実にはシカとか、イノシシとかという野生鳥獣による農林水産業の被害、あるいは森林生態系への被害がかなり深刻化して、社会問題化していることも事実でございます。こういった状況にあつて、山梨県を含めた各都道府県の環境基本計画ないし、環境基本条例の中で、環境目標として取り上げられていますキーワード、ほぼ共通しておりますのは、「生態系の保全」、その2つが、「自然との共生」でございまして、「自然の保護」とそれから、「自然との健全なつきあい方」が各自治体が共通して認識していると、従つて、そのために、各々の施策が展開されているものと理解しているところでございます。

ただ、保護とそれから共生は大変な複雑な、そう簡単ではないという風に推察しているところでございますが、本日の審議会におきましては、ただ今の野生の鳥獣の保護に関わる件、それから、温泉掘削に関わる件が審議事項としてあがっている訳でございまして、いずれも、生態系、あるいは、自然との共生、資源の永続的な利用という観点からの審議事項でございます。

先生方の慎重な、ご審議、ご検討を賜りますよう、お祈り申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

司会

ありがとうございました。

4 新委員紹介

司会

ここで、新委員のご紹介をさせていただきます。

ご推薦をいただいております団体の役員改選により、変更でございます。

山梨県市長会 理事の

中村 輝人（なかむら てるひと）委員 です。

それに、本日は、ご都合により、欠席となっておりますが、

山梨県町村会 副会長の

河西 榮三郎（かさい えいざぶろう）委員

が新しく委員に就任しておりますので、よろしくお願いたします。

司会

5 議事

それでは、議事に入る前に、資料の確認をさせていただきます。

事前に送付いたしました、資料Noが右の上の方にふっておりますが

資料 1 山梨県特定鳥獣（ニホンジカ）保護管理計画の変更について

資料 2 鳥獣保護区の新規指定について（滝子山）

資料 3 鳥獣保護区特別保護地区の再指定について
（甲斐駒、三ッ峠）

資料 4 温泉法に基づく掘削及び動力装置の許可について

資料 5 平成17年度大気汚染常時監視結果について

資料 5別紙《資料》

資料 6 平成17年度公共用水域及び地下水の水質測定結果について

資料 6別紙《資料》

それに、本日お手元に配らせて頂いております

鳥獣部会審議事項について

温泉部会審議事項について

がお手元にありますでしょうか。

司会

本審議会の委員は、30名でございます。本日はそのうち、過半数の22名の出席をいただいておりますので、規定により本審議会が成立していることを、ここにご報告申し上げます。

司会

本審議会の議長は、会長があたることとなっておりますので、これからの議事の運営につきましては、会長にお願い致します。それでは、中村会長よろしく申し上げます。

議長

それでは、審議に入らせて頂きます。最初に審議の次第の最初にあがっております「山梨県特定鳥獣（ニホンジカ）保護管理計画の変更について」を議題とさせていただきます。

この件については、7月24日に鳥獣部会が開催されまして、この部会の中で、審議が行われておるわけでございますが、この結果について、部会長の中村委員様から、報告をお願いしたいと思っております。

鳥獣部会
部会長

鳥獣部会長を仰せつかっております、中村 司でございます。

さる、7月24日に開催致しました鳥獣部会の概要についてご報告申し上げます。

中村部会長が《資料 1》、《鳥獣部会審議事項について》で報告、説明

部会としましては、諮問のとおり、計画を策定することが適当であると、そういう結論に達した訳でございます。なお、狩猟期間延長については、狩猟者に充分周知することとして、この議題を終わりました。以上でございます。

議長

ありがとうございました。ただ今、中村部会長様から、ご説明のございましたことは、既に、部会において審議され尽くされているものではございますが、ただ今のご説明に対しまして、何か、ご質問、ご意見がございましたら、どうぞ、お願い致します。

G委員

基本的には、この計画でいいとは思いますが、実はですね、具体的な例を申し上げますと、富士スバルラインだとか、富士山の

周辺で、時々、いきなりシカが飛び出してきて、自動車がよけなきゃならんと...、この間も実は、目撃した訳でございますが、自動車の方がシカをよけたために、どぶに入っちゃったと、木を倒して、人身事故ではなかったけども、飛び込んでしまったと。こういうようなことがある訳でございますけども、(狩猟)期間は期間として結構だと思えますけれども、期間以外の時に、そこに住む人たちに対して、危険性があるというような時の対策は、どんな風にしたらいいのか、考えておく必要があるんじゃないかとそんな風に思うんですが、いかがですか。

鳥獣部会
部会長
G委員

シカ以外の動物...

シカでございました。この間は2回とも。

鳥獣部会
部会長

先程の事故というか、あれはシカでしたですね。確かに、シカが大変に増えておりますんで、私のどもの近くで同じようなことがお聞きしたことがございます。

それについては、もちろん、運転する本人が気を付けることなんですけども、道の両脇に「シカに気を付けてください」と言うようなの(警告看板)を付けて頂くというのも、1つの策ではないかと思うんですけどね。時々、山を歩きますと、「クマに注意」とかございますけども、今のところ、急激にシカが増えましたから、そういう立て札を、用意することが急のことではありましようけど、確かに、おっしゃったような事故が私の方にもございます。そんなことで、県の方へ立て札を要所、要所にそういうとこに建てて頂くようにしたいと思います。

議長

事務局の方で何か、どうぞ。

みどり自然
課長

みどり自然課の相沢でございます。冒頭、部会長の方の話がございましたけども、警察からのご注意もございますので、釣りの方も始まっております、その期間延長したって言うことにつきましては、広く周知を図ることとしておりますので、よろしくお願い致します。

鳥獣部会
部会長
議長

よろしく申し上げます。ありがとうございます。

よろしいでしょうか、ほかには如何でございましょうか。

E 委員

すごく基本的な質問で恐縮ですが、何故、増えているんですか、シカが。

議長

この件について...

鳥獣部会
部会長

年々狩猟する皆さんの、年齢が上がってきまして、狩猟免許をとる人が少なくなっている。先ず、そういうことも挙げられると思います。そういうことと無関係にこの頃、温暖化っていうことが、原因って言っていいかわかりませんが、たしかに、高山に登ったり色々しても、温暖化の影響っていうのはある訳でございます。増加しているっていうことも、幅広くシカが...。従来シカって言うのは、そんなに高いところへ行かなかったんですけれど、幅広く、高度の高いところまで、幅広く活躍し、そうすると餌も沢山とれるという、そういうようなことですね。それから、今まで雌ジカはとってはいけないということになっていました。ところが、どっかにあったかと思いますが、雌ジカの妊娠率が非常に高くなっていると、いうことございまして、だから今回の管理計画におきまして、「雌ジカを2頭とっていい、雄ジカは2頭はいけない」と言うことは、ただ今の急激に増加している、それを緩和するのにつながっていると思います。

議長

よろしいでしょうか。

E 委員

ありがとうございます。尾瀬などは、何かやはり、温暖でね、冬、本当は、死んじゃうんだけど、越冬してしまうのが多いからって、ミズバショウが食われて困るって言ってました。やはり、今おっしゃっていることと共通していると思いますけども。ありがとうございます。

議長

どうぞ。

L 委員

Lと申します。G先生がおっしゃいました、富士スバルラインの交通事故は、年に5回から6回あります。去年、一昨年ですか、東京の女の子が料金所の上で、そのまま、シカをはねて、しかも(シカが)死んだけど、車が使用できなくなった、メチャメチャになった、これが保険がきかないで、誠に気の毒だと思いましたが、私どもが、

鳥獣（保護）委員がおるんですが、その後始末をやるのがほとんど猟友会です。それで、スバルラインと旧道の間「丸尾地区」ですね、ここは、鳥獣保護区になっておりまして、有害（鳥獣捕獲）ができないんです。「有害」をやろうと思っても、スバルラインが近いということで、町村で許可できません。ですから、ここでシカがみんなまとまっちゃう、そういう訳ですからね、スバルラインを30頭ぐらいの群れが、ピョンピョンピョンピョン越してくんです。だけど、「有害」ができません。今、Eさんが言われました「なんで、シカが増えるか」ということ、これは、栃木の日光の何とか神社の裏あたりで、シカが一斉に増えてきたと、とてつもない増え方をしてくて、個体調査をやったところ、1.5才以上の雌が、95%妊娠してる訳です。この妊娠させる20頭に対して、1頭の雄が妊娠させる能力をもっていると、ニホンジカの場合は、エゾジカの場合は1頭の雄が40頭の妊娠させる能力を持っている。「山梨県は3、4年経ったら、シカが増えて困りますよ」と「その時はどうするんですか」と。（事務局が）笑っていたんです。ところが、北海道辺りで、足寄、釧路管内でドンドン増えてきて、北海道は、現在13万頭いる訳です。この13万頭を雌2、雄1の割合で、捕獲していったところ、3年計画がもう6年ですか、経つんですが、一向に減らない、現在も13万頭いる。獲るものは獲っても、1頭の雌が1頭必ず産む訳ですから、減らないんです。ですから、山梨県も、今の計画で行かれても、今度「雌2」、「雄1、雌1」と言うように捕獲してはどうかと言うことだけど、少子高齢化がありまして、猟友会が会員が一時は1万人近くいた訳です。現在、3千人を切っちゃった訳です。ですから、3年、5年ですか。これ、見直して、やってけば、減るかなって感じもするんですがね、やってみなければわかりませんが、大体、そんなところが現状でございます。

議長

ありがとうございました。よろしければ、他にございますか。

G委員

今、Lさんが話しましたけれど、特に、スバルラインだとか、富士山麓は交通量が非常に激しいところでございますので、シカとの共生共存ってことも、もちろん、大切だけれども、人間に対する危害に対しての、いまも、保険がかけてないと、保険屋さんが見てくれないと、言うような現実を見たときに、早急に何か対策を交通量の多いところ、保護区に近いところ、交通量の多いところに何か対策を立てるべきではないか。外国なんかの例を見ると「(野生動物

が) 出ますよ」って立て札も建っています。そこに、少し、電気を通す線を通していか、そう言うようなことが北欧なんかで見られますし、カナダなんかでも見られますんで、何かちょっとしたそうした対策、交通量の多いところで結構ですから、対策も、考えに入れて頂ければ、人間への被害というのも少なくともすむんじゃないかと、そんな風に思うんですが、ご検討いただければ、ありがたいと思います。

議長

事務局のほうで、なにか、ただ今の発言に対して。

みどり自然
課長

貴重なご意見を頂きましたので、また関係機関と協議を致したいと思えます。なかなか難しい問題ですから、直ぐに解決できるかどうか、お約束できませんが、何らかの形で事故の起きないように、考えて検討してみたいと思えます。

議長

どうぞ

F 委員

1つ、考え方を述べさせて頂きたいと思えますが、先ほどEさんの方から、「増える原因は何なのか」と、本当に、根幹に関わる重要なところをご指摘頂きましたし、Lの方からは、生々しいドキュメントをですね、聞かされて、「本当に大事な問題だなあ」と。ここで、前にも、ちょっと述べたことがあるので、「また同じことを」なんて思われる方がいるかと思えますが、このシカが増えたという、根本的な原因は歴史的に遡るんですけども、「シカが原因ではない」と、この認識を私は持ちたいと思っております。「何が原因か」というと「人間に原因があるんだ」と、従って「人間が原因である」と言うことは、人間の力できちっと処置してかなきゃならない、ここに立つ。先ほど、Lさんがお話しがありましたように、エゾジカの場合、13万頭が全く減っていない、北海道も江戸末期から、明治初年はエゾオオカミがおりまして、このエゾオオカミは、シカの子供を食べて、生活している訳ですね、従って、エゾジカが増えると子供が沢山生まれますので、これをエゾオオカミが食べて、食べますとシカはグングン減ってくると、減ってくると今度はエゾオオカミの方が食料がないので、繁殖力が弱りまして、こちらが落ちてくる、エゾオオカミがあがると、誠に素晴らしいバランスを持って、きちっと来ていた訳ですね。これは本土においても、ニホンオオカミとニホンジカの関係でやはり、江戸末期から、明治頃までは、「ヤ

マイヌ」といって、神社でご神体にもなっているほど、ご先祖様方は大切にしてきたと、しかし、北海道においても、本土においても、人間に危害を加えるという、非常に確かに目先の利益から、参るとそうなるんですが、それで、絶滅になってしまったという、これはほかの生物についても、今、色々な問題になっていきますけども、従って、「このようになってきた結果は、根本的に人間にある」というこの認識に立たないと、「シカが悪い、シカが悪い」と言ってるというところになると、やはり責任逃れにもなりますし、例えば、行政の側にしても、住民の側にしても、やはり、責任もって対応しなけりゃならないという、ここのところを私は共通にご認識いただけたら、ありがたいなあと考えております。次に、このような計画、誠に、素晴らしい計画であるし、これをしっかりと、実施していくことによって効果が上がって行くと思います。しかしながら、すべてを猟友会の皆さんに依頼というのか、ボランティアというのか、こういうところに根本的に、見直しを必要だと、例えば、「1人1頭1日1頭」が「2頭」になったと、「2倍」になったと、数字では2倍になったかに見えるんです。また1ヶ月伸びたという、これで雌ジカの捕獲で、ですね、減るだろうと、楽観的には捉えられます。しかし先ほど言ったように、1万人いたハンターが3千人になったと、5年後、これがどのように変わっていくかと言うことを想像した時にですね、3千人が2千人、2千人が千人、と言うことになりますと、ハンターが2分の1になれば、これは、全く同じレベルで、数字は変わらないと、統計的にはなると思うんですよね。いくら2頭と言っても、獲る人が減っちゃえば、同じことになると、ですから、そこの所にきちっと、目を向けて、計画を立てて行く、ここのところが重要じゃないかと。目的も、内容も立派です。しかし、そこ、達成するには手段がきちんと立っていないといけないなあと、ここらを行政として、どんな風に受け止めていらっしゃるのか、また、今後、これをどういう風に対応して行くのか、またLさん、どんな風にお考えになっているのか、両方からお聞きできたら、ありがたいなあと考えております。以上です。

議長

どうぞ。

L 委員

今、猟友会が3千人切りました、と申し上げましたが、毎年80名位が減少しています。このままで行くと、20年から25年後経ちますと、計算上、猟友会ハンターは1人もいないという計算になります。これ

が1点でございます。いいですか、1人もいなくなるということ。1点お聞きしたいんですが、中央道あたり、道路公団がやっているところで、例えば、車がクマをはねて、去年、一昨年ですか、大月インターの所で2頭クマをはねたんですが、道路公団ではねた時の、車の補償問題というのは道路公団から出ます。ところが富士スバルラインでシカをはねて、ダメになったときは、補償が出ません。この点ちょっとお聞きしたいんですが、県の方、お願い致します。

議長

2つ質問がございますが、お答えできますでしょうか。どうぞ。

みどり自然
課長

事務局の方から、猟友会の件についてお答えをしたいと思います。今日の審議会に先立ちまして、部会でも、中村部会長さんから、非常に危機的なお話しがございました。我々としても、現状では、有害鳥獣の捕獲にしましても、猟友会に頼っているのが、現実でございます。猟友会が高齢化の中で、組織的に減少してくると言うお話を伺いまして、我々としても、何らかの対策を考えていかなければならないと思っておりますが、現段階では具体的な対策はもっておりませんで、今後、猟友会さんをご相談しながら、現実的な方策を考えていきたいという風に考えております。

議長

補償に関わる問題も、これは、先ほどのお話で、簡単に行かないでしょうから、また、ご検討していただいて、先ほどの質問に答えたいと思っておりますが。

みどり自然
課長

所管のところにお話をしてみたいと思います。

議長

ちょっと時間が経過しましたので、先程来のご質問、ご意見に対しましては、それぞれ、部会からのですね、提案を否定するものにはないように思います。そこで特に異論がなければ、部会での審議の通り、山梨県特定鳥獣（ニホンジカ）保護管理計画を変更するというご異議ないと理解してよろしいでございますでしょうか。

会場

異議なし

議長

ありがとうございます。それでは、当審議会としては県からの諮問のとおり、異議ない旨決定されたということで、県に回答させて

	<p>いただきたいと言うように思います。</p>
議長	<p>それでは、次に「鳥獣保護区の新規指定について（滝子山）」を議題させていただきます。</p>
議長	<p>この件についても、鳥獣部会で審議されものでありますので、引き続き中村 司委員からご説明をお願い致します。</p>
鳥獣部会 部会長	<p>それでは、2の議題に移らせていただきます。</p> <p>中村 部会長が《資料 2》《鳥獣部会審議事項について》で説明、報告</p>
議長	<p>ありがとうございました。この件は、鳥獣部会で、同様に審議が尽くされているところでございますが、ご質問、ご意見ございましたら、どうぞ、お願い致します。</p>
議長	<p>反対意見はいずれも、「農作物っていいですか、農林水産業、まあ、農林業に影響があるじゃないか」という立場から、反対されているように見えますけれども、これに対して、県当局としては、説明に行っていると言うことでよろしゅうございますか。</p>
みどり自然 課長	<p>はい、左様でございます。大月市並びに鳥獣保護委員の方に、ご説明を致しまして、この保護区の設定の趣旨、それから鳥獣被害が出た場合、有害鳥獣（捕獲）等で対応ができる旨、ご説明を致しまして、充分ご納得を頂いたところでございます。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか、一方で保護し、一方で駆除するという、この2つの、両手を使いながらやっているような部分がございますが、先程、F委員からも、ご指摘ございましたように、自然の摂理の中に、人間が関与していくと若干乱れが生ずると。それがうまいこと行く場合と、うまいこと行かない場合がある、難しい面があるように思われますけども、やっぱりやってみないと分からんという部分もございます。農業被害、春、種をまいて、収穫時期になると、荒らされてしまうと、大変悲劇的な、年に1遍の収穫が、それによって、ダメになってしまうなんて、深刻なことだという風に思う訳でございますが、いずれにしましても、この件、大変、難しい問題でござ</p>

いますので、先程も、「猟友会の皆様方が年齢構成が小さくなって、十分に、その成果が上がるのが期待できない」というご指摘もございました。是非ですね、私、こう思いつきで、あれなんですけども、「獲ったことが、即ち、ボランティアだ」という話がございましたけれども、市場価値があるような形で、工夫するというところを、一方において、頭数が上がってくるのもあり得ないだろうかと、思ったりもします。人の養成と言うことももちろん重要でありましょうけれども、獲ったものに対する、それなりの利用が当然なされていると思うのですが、北海道の方では、例えば、それを食材として、活用するというようなことを、されていらっしゃるという風に聞いたことがございますが、ルートに乗せると言うことになりまして、それはそれなりに、単なるボランティアではなくて、市場性を持つようになるということで、関心を持っていただける場合があるのかも知らんと、思ったりしますが。是非ですね、このことは単純なことではなさそうですので、一方で保護、一方で駆除と言うあたりのところを両刃の刃でございまして、是非、十分にご検討を賜りたいと思っております。特にご意見がなければ、この件、審議会として、県の諮問の通り、異議ない旨を決定してよろしいでしょうか。

会場

異議なし

議長

ありがとうございました。それでは、県に対して、そのように回答させていただきたいと思えます。

議案

では、次に、3点めでございますが、「鳥獣保護区特別保護地区の再指定について（甲斐駒、三ツ峠）」でございますが、これにつきましても、部会で検討されておりますので、引き続き中村委員からご説明を賜りたいと思えます。

鳥獣部会
部会長

中村 部会長が《資料 3》《鳥獣部会審議事項について》で説明、報告

議長

ありがとうございました。両地区とも（平成18年）10月31日で満了するので、新たに継続するというところで、11月1日から10年間の再指定をするというものでございます。この件について、ご質問、ご

意見ございますでしょうか。参考に、それぞれに異論はなくて、全員賛成ということでございます。委員の先生方におかれましても、この当審議会で、諮問のとおり、決定するということによろしゅうございますでしょうか。

会場

異議なし

議長

ありがとうございました。それでは、当審議会と致しましては、県からの諮問のとおり、異議ない旨決定して、これを県の方に回答するということにさせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

議長

以上、3件鳥獣に関わる、3件終わりましたんですけど、丁度時間でございますので、ここで10分休憩をとらせていただきまして、2時45分から始めさせていただくということにさせていただきますけど、よろしいでしょうか。

休 憩

司会

では、再開前ではございますが、お知らせをさせていただきます。M委員とN委員につきましては、公務があるということで、退席させていただきます。よろしくお願い致します。

議長

それでは、時間が参りましたので、次の第4の審議事項でございますが、「温泉法に基づく掘削及び動力装置の許可について」を議題にさせていただきます。

この件につきましては、7月13日に温泉部会が開催されておりまして、その結果につきまして（温泉部会長の）石田委員から、ご報告をお願いしたいと思います。どうぞ、よろしくお願い致します。

温泉部会
部会長

温泉部会長を仰せつかっております、石田でございます。よろしくお願い致します。

石田 部会長が《資料 4》《温泉部会審議事項について》で説明、報告

議長

ありがとうございました。ただ今、温泉部会長の石田委員から、審議の結果についてご報告いただきましたが、この件につきまして、

ご質問、ご意見がございましたら、どうぞ、お願い致します。どうぞ。

K 委員

1点、お伺いしたいと思いますけども、ボーリングについては、300mから600mに規制が変わった訳でありますけれども、この動力についての装置につきましてですね、どの動力装置の申請につきましても、「申請地周辺には600m以内に既存の温泉はない」とみんなうたってある訳でございますけれども、動力については、もう許可をされているものですから、600mと言う関係はいかがでしょうか。ちょっと私は解釈に苦しむんですが、一つご答弁をお願いしたい。

議長

部会長さんあるいは事務局。

みどり自然
課長

この件につきまして、事務局の方からお答えをさせていただきます。ご指摘のとおり、掘削ではございませんので、距離は問題はございませんが、参考ということで部会長さんの方からおっしゃっていただいたという風に思います。

議長

よろしいでしょうか、それではほかにございますでしょうか。掘削5件、それから動力につきまして5件、つご10件でございますけれども、どうぞ。

E 委員

申請地周辺の距離がずいぶん厳しくなったりして、大変厳しくなったということなんですけれども、それから、ずっとこの審議会で「何号議案、何号議案」という風に聞くんですけども、10件ある訳で、やはりこういう風に何だか、減らないですね、増えていってますね。増えるのは「別に問題はない」っておっしゃってるんですが、以前にもお伺いしましたけれども、温泉を汲み上げることによっての影響なんていうのは何か調査をなさっているのでしょうか。

議長

この件につきましては、部会長さんでしょうか、事務局でしょうか。どうぞ、お願い致します。

温泉部会
部会長

限られた温泉という資源でございます。温泉法という法律によって、温泉を掘削する権利があるということで、申請はこれからもドンドン出てくると思います。それに対して、各都道府県のそれぞれの審議方針があると思うんですが、山梨県の審議方針に従って、許

可にするか不許可にするか、とすることになる訳ですが、ここに出てきたものでも、不許可になったものがまた再び、整えて、申請してくるとか、そういったことがございます。全部が全部許可ということではございません。それから、全体的にですね、5年に1度の資源調査をやって、県の方でやっておられるようでして、平成15年3月に出ました資源調査の結果を見ますと、これは温泉関係ですと、東京の〇研究所というのがございますが、そこが非常に立派な研究所でございます。その結果を見ますと、全般的に温泉の揚湯量の衰退現象は山梨県でも起こっている。そしてまた各地区ですね、地域とか、何て言いますか、審議方針で区分・距離制限で区分しております地域ごとにも、減衰というか衰退の特徴も現れているということでございます。とにかく、早急に何とかしないと、ということで、一昨年ですか、距離制限については、「早くやろうとできるものは早くやろう」ということで、かなり厳しくした訳でございます。ですから、今度は距離制限だけではなくて、揚湯量ですね、これについてもとにかく、検討しなければならないだろうと、いうことで、色々検討は県の方で、今、行っている訳ですが、それらにつきまして、形が出てくれば、部会としても審議致すことになると思います。調査は県の方で粛々とやっているということでございます。それから、申請してくる場合にも、調査というか、私から見て「これはなんという調査結果だ」というようなものもありますが、それは付帯的なものでありますので、それほど議論は致しません。そういった形で申請があがって来ますんで、温泉部会と致しまして、慎重に審議している現状でございます。

議長

E 委員、よろしゅうございますでしょうか。納得はなかなかできないという部分はあろうかと思いますが、基本的に県の審議方針が1つの制約条件になっている。それを満たしていれば、基本的にあまりリジェクトする場面というのは、生じないということでございますけど、基本的には、部会長がおっしゃったように審議方針の規制の方針といたしますか、これを厳しくするか、しないか、というところの根拠となるのは、資源量に対する推定によるものだろうと思いますので、調査っていうのがかなり、綿密に継続的に行われる必要があるという風に思いますが、事務局の方で、何かご回答があれば、併せてお願い致します。

みどり自然

ただ今、部会長さんの方からご説明がございましたが、事務局の

課長

方から補足をさせていただきます。県の温泉調査と致しましては、毎年実施している「温泉利用実態調査」それから、「定時定点調査」と言う調査がございます。この2種類につきましては、毎年実施している訳でございます、先程、部会長の方からございました、「温泉資源調査」は5年に1回と言うことでございまして、14年に直近ですと、やっております、5年後ですから、来年19年度に実施することになっております。この時は源泉のすべての調査とともにですね、既存の県のデータの分析も専門家をお願いをしてですね、今後の温泉保護等とさせていただいているところでございます。以上、調査についてご説明させていただきました。

議長

どうぞ。

K委員

5号議案、6号議案の中に、「未利用」という言葉がある訳でございますけども、「未利用」については私個人の考えですが、掘ったけれども、有効的に利用されていない、こういうところでしょうか。それであれば、今後、県としては、どのような指導方針をとるのか、1つお尋ねをしたいと思います。

議長

事務局の方、どうですか。

みどり自然
課長

事務局の方からお答えを致します。申請者は何らかの理由でですね、経済的な問題もあるでしょうし、掘削ができない、あるいは、掘削した結果、何もできないという、利用がちょっとできないということだろうと思います。「で、それをどうするんだ」ということでございますが、「温泉資源の保護」という観点からは、もったいないことでございますので、「何らかの手を打っていかねば」と思うんですが、個人の権利ということもございまして、なかなかそう簡単にいかない問題もございます。現在、国の方でも、今年度「温泉行政の諸課題に関する懇談会」と言うのを設けまして、すでに2回ほど会合をもっておるんですが、その中の1つのテーマとしまして、「未利用源泉の対応を含む温泉資源保護対策」というテーマが入っております。この辺の動向も注意しながら、県としての対応を考えていきたいと思っております。

議長

よろしいでしょうか。どうぞ。

D 委員

先程のE委員の話にちょっと関連すると思うんですけども、常々思っていることを述べさせていただきたいと思うんですが、この温泉審議会の方の審議っていうのは、先程から、部会長さんからのお話もありますように、「ほかの温泉がどうか」っていうことについては色々心配して審議するんですけども、「じゃあ、温泉じゃない地下水はどうなるか」っていうことは、ここの部会ではまるで審議することができない訳です。ですけど、よくよく考えてみれば、「温泉っていう源と地下水っていう源は違うか」っていうとそんなことはない訳ですね。それで最近、ある新聞で、どこだったか忘れてしまったんですが、「『温泉の泉源を守るために、地下水の涵養をきちんとやらなければいけない』とすることで旅館の方々なんかですね、地下水の涵養について、一生懸命考えているところがある」という記事を読んだことがあります。そういう風にして考えてみますと、「山梨っていうのは観光客を沢山呼びたいし、温泉というのも大きな資源なんですけれども、それを保全するということのきちんとしたですね、方法があまりにも少ないのではないか」という風に思っています。ですから、温泉だけではなくて、地下水も全部含めて、今、全国的にも「水循環」と言っている訳ですから、「じゃこの盆地の中で、あるいは、山梨の中で、どういう水循環が起きていて、私たちが温泉を汲み上げているということ、あるいは、色々な産業で地下水を使っているということ、あるいは、上流域で田圃をドンドン無くしてしまっていることで、かん養源が少なくなっていること、そういったことが、結果的に私たちの暮らしにどう言ったふうに影響してるんだということが、どこにもでてこないっていうことが、本当はすごく大きな問題ではないかっていう風に思っています。ですから、是非、森林環境部の方からも、あるいは、どこか機会があれば、ですけども、単に環境の問題ではなくて、山梨全体のこれからの、産業とかですね、観光っていうところにも大きく響くって言うことをきちんと認識していただいて、その辺の調査研究をですね、もっと本腰を入れて、県としてやっていただきたいということを強くお願いしたいと思います。

議長

ありがとうございました。この件につきまして、事務局の方で何か、回答は用意できますでしょうか。

森林環境総務課長

総務課長の秋山と申します。今の「山梨県の地下水源がどのようになっている」というお話しかと思いますけども、実は、ちょっと

前になりますけども、平成5年、平成6年に「水源の供給あるいは需給調査」という調査を2年かけてやらさせていただきまして、それを基にしまして、やはりこれも10年以上前になりますけども、「山梨県総合水利用計画」と言う中で、このデータを使いまして、「将来どのくらいの水の需給量になる」というようなものを推測した経緯がございまして、実際、その調査以来、10数年が経っておる訳でございまして、その間、需要の方につきまして、ある程度人口とも横ばいあるいは、産業経済活動につきましても、横ばいというようなことで、その当時推計した、その当時の数字よりも、若干、現在は需要の方が少なくなっているというようなことで、湯水等もございませぬので、それ以来、調査をした経緯がございませぬが、今後ですね、色々な地盤等の調査をする中で、必要があればですね、調査を手がけていきたいと思っておりますけども、ご理解を頂きたいと思えます。

議長

よろしいでしょうか。ただ今の発言、大変重要なところだと思っておりますが、「地下水は誰のものか」と言うことだと、意外と重要なことかと思っております。お金のある人が自分の敷地内に温泉を掘りましょう、あるいは自分のキャンパス内に温泉を掘って、それを汲み上げて、それを自分のものに利用する、あるいは、商売に使うということは、お金がありさえすればできる訳ですが、本当にそのことが、無制限に許されていいかと言うのが、これ水資源の全体の問題としてですね、経済活動との絡みにおいて、これは山梨県だけの問題だけではなくて、実は全国的に問題になっていることではないかと、「地下水は誰のものか」とは、大変、大きな問題で、まさに色々な問題が提議されて、議論されつつあるんじゃないかと思っておりますので、部分でそれぞれの問題は考えると致しまして、大局的な立場から、水資源のあり方、利用のあり方、これをですね、「創・甲斐(プラン21)山梨」を考えるような、そういう、やや大きなお仕事かと思っておりますが、全体を見据えた上で、局部、局部に対する対応をとっていくというような姿勢も必要なんじゃないかと思えますので、私の方からも、是非、県サイドにそういった検討をお願いしたいと思っておりますが、他にご質問ございませぬでしょうか。はい、どうぞ。

F 委員

すみません、1分程、考えを述べさせていただきたいと思うのですが、今、D委員のさんの方から、根本的なご意見を頂きまして、大

事なところだなと思っているところです。部会長さんも大変苦労なさって、審議をなさっているんですが、いずれにしても、審議っていうのは物差しに従って、結論を出すということですから、大変だなあと思っております。ただ、メンバーの皆さんは意見致しましても、それぞれ大変、ご専門の方々が大勢いらっしゃいますので、この部会の審議内容をですね、ただ温泉の許可だけに留めないで、今、中村先生からもお話がありましたように、根本的なことについても、ご検討いただくような、そういうお取り組みを、今後の展望として、お願いできたらなあという希望意見をあげたいと思います。なお、1点、皆さん、充分、ご存知のことと思いますが、私自己流に学んだことなんですけども、例えば、直径1mの地球儀と言いましょか、地球を直径1mにして、ここに現した場合、いわゆる水全体でなくて、地下水含めて真水がどのくらいかということを非常に端的に表した方がいらっしゃいました。その時に私、衝撃を受けたのは、「大サジ1杯分」、今私がつまんでいるこのくらいしかない。この1mの地球儀の中に、真水はこれしかない。つまり無限でない、つまり、有限の中で、私たちは人間がこの真水をいかに活かしていくかという認識を根本的に持っていく必要があるんじゃないかという。因みに、水全体がどの位かという、このコップにせいぜい3つ位。この地球儀の中に縮めるとそのくらい、全体の量も有限である、まして、私たちが、今、使っている水というのは、なお、非常に少ないものなんだという、そこを根本的に認識して、しっかりと関わって行く必要がある、そのためにも、部会の皆様に「山梨はどの県よりも、1歩も2歩も進んでいるんだ」とそういう審議内容がこれから、素晴らしい県にもなるだろうと、そんな希望を述べさせていただいて終わります。以上です。

議長

ありがとうございました。ただ今、ご意見を伺ったということですが、部会長さん、事務局の方で何かコメントございましたら、どうぞ。

議長

よろしゅうございますでしょうか。

議長

他に意見ございますでしょうか。

議長

特になければ、許可相当とするという、10件について許可相当とするということによろしいでしょうか。

会場	異議なし
議長	ありがとうございました。それでは、当審議会と致しまして、県からの諮問のとおり、異議ない旨、決定されたと県に回答させていただきます。
議長	続きまして、報告事項、審議会への報告事項が2件ございます。最初に、大気・水質関係の報告事項2項目について、ご報告を事務局の方からお願いしたいと思います。どうぞ、お願いします。
大気水質 保全課長	大気水質保全課長が 「平成17年度大気汚染状況常時監視結果」を 《資料 5》、別紙《資料》により 「平成17年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」を 《資料 6》、別紙《資料》により説明、報告
議長	ありがとうございました。ただいま、大気及び水質の調査結果のご報告を頂きました。本件につきまして、何か、ご意見、ご質問がございましたら、お願い致します。どうぞ。
C委員	先ず、大気の方ですけども、ベンゼンが環境基準を達成したというのは、いい傾向だと思うんですが、(石和局の)浮遊粒子状物質が、2日間連続で、(基準値を)超えてしまったということがございますけど、これについて、特別な原因というのは、考えられるんでしょうか。それと、年度別の浮遊粒子状物質の経年変化を見ますと、比較的低濃度だった南部の方で、ちょっと何か、増加傾向があるような感じがしないでもないんですけど、何か原因というのは考えられるんでしょうか。何かありましたら教えていただければと思います。
大気水質保 全課長	石和局の(SPMの)環境基準非達成の理由であります。先程、説明をさせていただきましたように、いわゆる「2%除外値」については、ちょっと高濃度でありますけど、0.090mg/m ³ で、基準値内でしたが、8月6日と7日に2日間連続して、(基準値を)オーバーしたため、「評価方法のただし書き」に該当し、環境基準非達成となった訳であります。

この8月6、7日を含む8月の5日から7日のいわゆる国中にある測定局のSPMの濃度を調べたところ、いずれの局も、0.100mg/m³を超過した時間が10時間から38時間ございました。また、この期間の「48時間の移動平均値の最高値」を算出したところ、石和局のほか、南部局、それから、葦崎局においても、0.100mg/m³を超過しており、国中の測定局につきまして、高濃度のレベルにあったことが確認されました。この辺の原因ですけれども、時間的な経過を見ますと、南から順に高くなってきたと、いうことがありました。実は、静岡県さん側のその当時のデータを聞いたところ、富士市、それから、静岡市の生データをちょっと見させていただいたんですけれども、ここが、やっぱりSPMが高濃度だったということでありまして、国中地方における風というのは、海の方から入ってきますので、南から、風が富士川沿いに入ってくると、いうことと、南部におきましては、自動車の交通量、それから固定発生源、といったものが少ないということもありまして、この時期にこの高濃度のSPMが出たというのは、「光学反応等によって、生成されたSPMが静岡県さんの方から、移流をしてきたのかな」と、ちょっと考えております。また、石和局の隣接局であります衛公研局の「2%除外値」の長期的な経年変化は、低減傾向にあり、石和局の17年度の「年平均値」につきましては、平成14年から16年度とほぼ同様であります。そういったことで、昨年、この地域の（SPMが）8月に高濃度であったことについては、南の方からの移流などもあるのではないかと、今のところ、考えております。今も丁度、このような時期に当たっている訳でございますので、こちらのほうのSPM濃度も注視もしていきたいと考えております。南部の方というのは、静岡県さんのデータとも（時間的に）丁度うまく流れがあっているというようなことですので、この時期、海風と言いますか、南風に乗って、というようなことが予想されるということでございます。

議長

よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。どうぞ。

A委員

測定結果に対する意見ではないんですけれども、皆さんよくご存知のとおり、地球温暖化のですね、要因として二酸化炭素ですね、それ以外の温暖化効果ガスというのはいくつもあるんですけども、特に、二酸化炭素については、今から50年位前に比べるとですね、400ppmを超えていて、100ppm位、この50年で増えているというような記事をどっかで読んだことがあるんですけども、この二酸化炭素の

ほか、地球温暖化効果ガスというのもですね、これは大気汚染防止法上の測定項目ではないと思うので、この測定結果に出てくるはずはないと思うのですが、やはり、監視していく必要があるんじゃないかと、そういうものをやはり、今後の温暖化防止活動に繋げていく必要があるんだと、私は思っているんですね。そういう意味で、「これとは別に」でいいかどうか分かりませんが、それも測定項目、対象に含めていったらどうか。「すでにやっている」というお話であれば、別でございますけども、そう考えておりますが、いかがでございましょうか。

議長

事務局から、どうぞ、お願い致します。

循環型社会
推進課長

循環型社会推進課の石合と申します。エネルギーの化石燃料の使用によって、二酸化炭素の量を測っております。今のところ、現在山梨県の、経済情勢も色々ありまして、統計の方から算出致すんですけど、平成15年度現在で、総排出量が7,798千tと言うことに数字になっております。主な排出量の原因となるものが、ほとんど、44%が電気の使用量になっております。電気の使用量が多くなると、要するに排出量が多くなったと。これはどういうことかということ、火力発電所がありますので、そこで化石燃料を使っていますので、東電の場合は、出た係数がありまして、丁度44%くらいですか、そのくらいの半分位は、算出されてしまいます。こんなことをいってはなんですけど、山梨県に来ている電気は主に原発で柏原とか、水力が2割位になっているんですけど、全体を統計で見ますと、全体で係数が係っていますので、こういう形になると思います。要するにエネルギーは2000年以降、ほとんど横ばいですので、あと、「係数の問題で数値が変わってくる」と言うことになっております。

議長

ただ今の質問は、大気汚染物質を測定されている訳ですが、数百ppmという、例えば、ハワイのそれでは、ドンドンあがっているというのは、よくデータとしては引用される訳ですが、ここで、山梨県で、例えば、そういう測定計画はないんだろうかということかと、あるいは、そういうことかと思いますが、いかがでしょうか。

大気水質保
全課長

現在の11測定局の中では、CO2につきましては、(測定してい)ないということで、常時監視につきましては、国で決まっております項目を測定しておりますので、今後、今ある既存のところ(測定

が) できるのかどうかも含めまして、また検討をしてみたいと思います。

議長

よろしいでしょうか。一番重要なのは、発生量をいかに抑えるかということでございますから、先程のご指摘は、大変立派なご指摘だと思っておりますが、現実にはどの程度どのように変化しているかという、あるいは、個人的にも興味があるところでございます。他にございませんでしょうか。どうぞ。

H委員

全体として、今日の審議議題4つと報告2つを聞きまして、一言だけちょっと、印象を申し上げて、ご検討を今後、頂きたいなと思います。その1つは、水質測定の結果のご説明でも、いっていただきましたが、行政施策に活かせるような調査、それをきめ細かく、また、ミクロにも、マクロにもしていきながら、環境保全に資するような、そういうことをしていただきたいと思っております。何故、そういう風に申しますか、といいますと、例えば、審議の1、2、3の鳥獣保護の審議を致しまして、異議もございませんけれども、E委員が「何故、ニホンジカが増えるんでしょうか」とおっしゃった。その中でも、増えても、猟友会のメンバーが高齢化していると、それじゃ、もう少し、市場価値が出るような形でと申しましたけど、捕獲の方法をもう少し、検討するとか、何らかの時代に合うような捕獲をするルール作りをするとかですね、そういった山梨県独自の環境保全を行うような調査をしてですね、施策に活かすような方向を出すと、そういうような形でないと、もちろん、私はお聞きしまして、県の審議方針とか、規制の方法とか、あるいは、水の定点の調査とかはあるとは思いますが、これはもう、既成のルールに従ったものですが、やっぱり、もう、今の時代には、合うようなものをドンドン山梨県の中でして行かなければ、ならないんじゃないかと、そういう認識を持たないと、いくら同じことを繰り返しても、改善しないところがあると思います。一言だけ申し上げました。

議長

ご提言を頂いたということで理解しますが、事務局のサイドで何かご意見はございますでしょうか。いずれにしる、調査にしる、調査に基づく判断にしる、それはそれなりに活かしていく訳ですが、具体的にどう活かしていくかということは、これは重要なご指摘だと思いますので、是非、今後、色んな調査あるいは、判断の各過程でご指摘をかみしめながら、検討していただきたいと、そういうも

のだと思います。基本的な姿勢は型通りに、型式通りにやるんじゃないかと、時宜にあった方式をいつも常に考えるようにしましょうというご提言だと思いますので、適切なものじゃないかと思っておりますが、どうぞ。

I 委員

その他に関係する件です。2点ありますが、鳥獣保護に関しての問題で、これについては農作物の被害ですとか、森林の被害だとか、そういう観点からのみ、議論されてきたように思うんですけども、今回の調査項目には無い訳ですけども、最近非常に議論されてます、「鳥インフルエンザ」の問題があると思うんですね。というのは東南アジアなんかで発見されて、来ている訳ですけども、「東南アジアでも、飛来の鳥が、野生の鳥が原因ではないか」と言われたりしている訳です。山梨もデータを見ても、鳥獣保護区の中に集団渡来地というのが5箇所ある訳で、山梨にも、東南アジアかどうか分かりませんが、海外から鳥が飛んできているのではないかと、その中にやはり、鳥インフルエンザのウイルスが混じって無いとも限らないので、やはり、一回調査をして、血液調査を試みるとかですね、そういうような調査の姿勢も必要なのではないかとというのが1点です。もう1点はブラックバスの問題も含めてです。外来生物、外来種の問題があって、固有種が絶滅の危機に瀕していると言うような問題もありますんでね、この、鳥インフルエンザの問題と外来種をどう扱うのかと言うようなことも、視野に入れて今後も、調査をして頂ければと思っております。以上です。

議長

ありがとうございました。今、その他の報告2件以外の関連することですけれども、ただ今の2件について、どういたしましょうか。事務局の方で...、どうぞ。

L 委員

猟友会というのは、物が無い時、キジとか、ウサギとか獲って食用にしていた訳ですよ。今はウサギ、キジを捕って食べるなんて人はいないんですよ。シカも同じなんですけど、ボランティアでやっている訳です。一発銃を撃つために、弾をドカンとやった時に300円かかるんです。ですから、これを進んでやっていくという人はほとんどいない、中には、「猟友会はやりたくてやっているんだ」と思っている方もいると思うんですが、お願いして、有害（鳥獣捕獲）をやっているような状況です。

議長

この鳥獣に関わる部分に関しましては、根が深いと申しますか、直ぐに解決策が見つからん問題でございますから、先程のご指摘、それからただ今の状況、増えたことに対して、いかに対応するかと言うこと、結構、根が深いといえますか、対応のあり方はいくつかありましようから、是非ですね、鳥獣部会、当局でご検討いただきたいと思えます。それから渡り鳥のウィルスの問題、ブラックバス移入種の問題というのは、ここで直ちにお答えできそうにないと思われまますので、すでに回答が用意されていれば別ですが、次回の審議会等でですね、ある程度お考え頂いた上で、ご回答していただくということによろしければ、そうさせてもらおうと思っておりますが、今ご回答できますでしょうか。できますか。

みどり自然
課長

お話の出ました鳥インフルエンザと外来種につきましては、今現在、国の考えで地方自治体の位置づけが出ておりませんで、正直なところ、それについての対応は致しておりません。今後の外来種につきましても、法整備がされて、まだ詳細までされていませので、その辺の動向も見ながら、県としてどんな対応をしていけばいいのか、今後の検討課題とさせて頂きたいと思えます。

議長

ウィルスに係る部分は保健衛生部局と言いますか...

みどり自然
課長

福祉保健部の方で、対応の検討は致しております。ただ、鳥インフルエンザ監視と言う対応について、ちょっとまだ詳細なところが他の部署で扱っているところがあるようでございますので、検討させて頂きたいと...

議長

次回にですね、もし回答がございましたら、次回にご紹介いただいて、あらためて、もし、議論する場があったら、お願いしたいと思っております。どうぞ。

鳥獣部会
部会長

ただ今のウィルスの件でございますけれども、環境省と言いますか、国レベルで発信器を付けて（人工）衛星で追う、そういう方法をやりつつあると聞いております。県としては、まだ部会での検討はしておりませんけども、もし、できるとすれば、血液検査ですね、定期的に血液検査をやるという、これも鳥獣部会かどうか分かりませんけれども、そういうことは、できるんじゃないかと思えます。

議長

時間も来ておりますので、手身近にお願いします。

D委員

すみません、最後に一言だけお願いします。今日の河川とか、そういったところの話については、先程、H委員の方からあったように、県の方でも、これからメカニズムの解明を行っていくとか、それから、新たな指標を取り入れて行くと言うのはとても、いいことだと思いますので、是非、進めていただきたいと思います。それから、環境サイドのですね、モニタリングというような大事なところの予算と言うのが、全国的にですけれども、ドンドン削られていく状況にあります。ただ、私は是非、部長さんたちが、県のトップの方に、プッシュしていただきたいと、いつも思うんですけれども、山梨県が環境立県だという割にはですね、あまりにも、色々なもののモニタリングデータの蓄積、それから、研究状況がお粗末であると、私は常々思っていますので、地下水についてもそういう話をさせていただいたんですが、それは環境の分野のことだけに留まらなくて、今は色んな方々が、山梨県を来るとすればですね、その県がいかに関心する環境を大事にし、そして、保全していくかという姿勢を見せると言うことも、お客さんを集める一つの大事なファクターになるはずだと、私は信じています。ですから、是非、こう言ったことを企画の方でも、それから知事さんでも、結構ですが、こういう審議会の方から、強い意見があったことをいっていただきたいという希望を述べさせていただきたいです。

議長

ありがとうございました。他にございませんでしょうか。時間もちょっとオーバーしてしまっておりますが、以上でもって、一応、本日予定されました、議題、それから、その他のご意見を頂きました。本日の審議会を終了してよろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

司会

6 閉会

中村会長には、議事を円滑に進行していただき、どうもありがとうございました。

司会

以上で、本日予定しておりました日程は、全て終了いたしました。これもちまして、「第17回環境保全審議会」を閉会させていただきます。長時間にわたりどうも、ありがとうございました。

